# 上勝町食育推進計画

## 第３期

令和７年４月

上勝町

# 目　次

Ⅰ．　計画の趣旨
　１．計画策定の趣旨
　２．計画の位置付け
　３．計画の期間

Ⅱ．食をめぐる現状と課題

Ⅲ．上勝町における食育のこれまでの取組
　１．食の安全に関する食育の推進
　２．健康づくりに関する食育の推進
　３．地産地消、食農教育の推進
　４．学校・保育園等における食育の推進

Ⅳ．さらなる食育の推進に向けての目標および取組
　１．食育の定義
　２．食育の目標
　３．上勝町における食育の推進方向

Ⅴ．上勝町における食育の実践項目

Ⅵ．上勝町における食育の実施施策

Ⅶ．用語解説

## Ⅰ．計画の趣旨

### １．計画策定の趣旨

「食」は、まさに私たちが生きる上での源であり、豊かな心や人間性を育んでいく基礎となるものです。

しかしながら、近年、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、栄養の偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加など、私たちの食生活をめぐって多くの課題が生じております。

こうした現状の中、国による食育基本法が平成１７年７月１５日に施行され、令和３年３月には「第４次食育推進基本計画」が策定されています。

さらに徳島県においても、令和３年３月に「第４次徳島県食育推進計画」が策定されました。

こうした現状を踏まえ、上勝町においても、食育の推進をより計画的に家庭や学校、地域等が連携して取り組むため、「上勝町食育推進計画」を策定するものです。

### ２．計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第１８条第１項に基づく市町村推進計画として、位置づけ、食育を具体的に推進するための計画として策定しました。

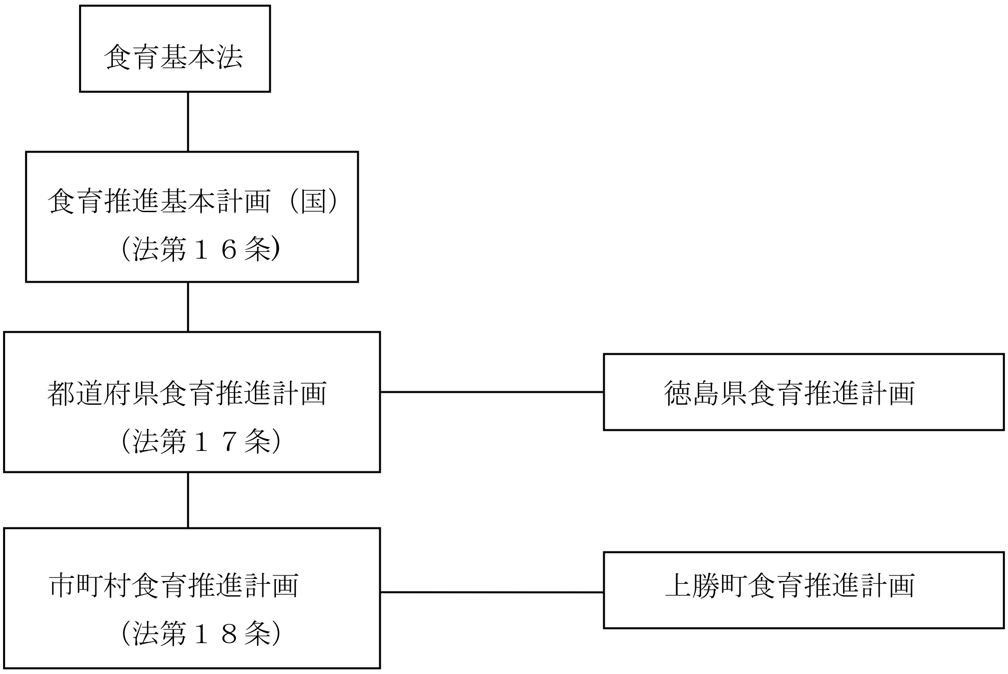


### ３．計画の期間

この計画の期間は、令和７年４月から令和１２年３月までの５年間とします。

社会経済情勢の変化等によって、計画の変更が必要になった場合には、町民や関係機関の意見を聞いて見直しを行います。

## Ⅱ．食をめぐる現状と課題

上勝町では、稲作を中心として、果樹（ゆず・すだち・ゆこう）、晩茶等が生産されています。

町民の食生活について見てみると、特に高齢者については、家庭菜園において野菜等を自給自足しています。しかし、山間部では人口減少に伴い商店も減り、新鮮な食品（肉、魚等）が、入手しにくい傾向にあります。

また、鳥獣被害による農地の荒廃や後継者不足による休耕農地の増加が問題になっています。

さらに、国全体の方向は、経済効率優先の考えが進む中、社会情勢の変化から核家族化が進み、本来家庭が持つ食に関わる役割が薄れてきているのが現状です。

また、少子高齢化時代を迎え、個々の教育では対応が不十分となり、育児支援をはじめとする地域の教育力が問われている現在、多くの場面で大量生産大量消費を享受することで成立する生活が広がり、食に関する文化も変遷しつつあります。

こうした背景から、上勝町の地域における健康づくりや生涯学習として食育を進めるため、現状を活用するソフト事業の検討と、それぞれをどのように連携させるかが課題といえます。

さらに、町民の健康課題としては、生活習慣病や低栄養リスク、特に高齢者のフレイル予防への対応が求められており、食と健康の結びつきを意識した保健的な取組の重要性が高まっています。

## Ⅲ．上勝町における食育のこれまでの取組

### １．食の安全に関する食育の推進

近年、食品産業の発展による加工技術の波立、輸入食品の増大に伴う流通の国際化、インターネットの普及による流通の変化、消費者ニーズの多様化、健康志向、鮮度志向等食品をとりまく環境は日々変化を遂げています。そのような中で、生命と健康維持にもっとも関わりの深い食品の安全性確保が強く求められています。

そのため、食中毒をはじめとする食品等による、健康被害を未然に防止し、食品衛生の確保、向上を図るため、講習会の開催や町ホームページ、町広報等を活用し、衛生知識の普及啓発に努めています。

また、食中毒防止に必要な知識や農薬、食品添加物の使用に関する知識、健康食品の安全性に関する知識など、食の安全・安心に関する情報を科学的根拠に基づきわかりやすく提供し、正しい知識の普及啓発を推進します。

### ２．健康づくりに関する食育の推進

健康の維持増進と生活習慣病の予防のため、乳幼児から高齢者まで、それぞれに適応した栄養・食生活指導を行い、理解を深め、実践に結びつけられるよう次の事業を

行っています。

①母子栄養指導

②成人栄養指導

③健康教室

④健康診査結果に基づく生活習慣の見直し支援（特定保健指導など）

⑤家庭訪問による個別支援や高齢者への低栄養予防支援

また、町民が生涯を通じて、自分に歯でおいしく食べることができるよう、歯科衛生士による保育園・小中学校での歯の健康教育の実施、成人の歯科保健相談等を通じて「８０２０運動」を推進しています。

加えて保健師と学校が連携し、児童生徒の健診結果や生活状況に基づく保健指導を行うことで、生活習慣の見直しや望ましい食習慣の定着に努めています。

３．地産地消、食育教育の推進

農産物直売所等において、町内で生産された農産物やそれらを使用した加工品の販売に努めています。

また地域住民の協力により、児童・園児も水稲やサツマイモ等の栽培にも取り組んでいます。

４．学校・保育園等における食育の推進

各小・中学校の食育担当者等が学校の食育計画を策定し、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などの教育活動を通じて食に関する指導を行っています。

学校給食では、食育を推進するため、学校給食の献立に郷土料理を取り入れるとともに、地場産物の活用を図っています。

## Ⅳ．さらなる食育の推進に向けての目標および取組

### １．食育の定義

食育とは、

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

### ２．食育の目標

上勝町の豊かな自然の恵みを受け、健康で豊かな食生活の実現

○健康で活動的な８５歳を目指す
○楽しく食べ、元気な暮らし
○地産地消で豊かな食生活
○元気がもたらす医療費の低減
○地域の食文化を伝承する

３．上勝町における食育の推進方向

地域住民や生産者、農林水産関係団体、消費者団体、学校などがそれぞれの視点で地域にあった食育に取り組みます。

また、上勝町では総合的な視野から行政の中での連携を図り、それぞれの分野で食育を推進します。

## Ⅴ．上勝町における食育の実践項目

１．食に関心を持つ町民の割合を高めます。
２．規則的に食事を摂る習慣の普及を図ります。
３．食材料の地場産品使用の拡大を図ります。
４．栄養バランス知識の普及を図ります。
５．食の生産に関する知識、情報の提供を進めます。
６．地域における食文化、食習慣の普及に努めます。

## Ⅵ．上勝町における食育の実施施策

１．食に関心を持つ町民の割合を高めます。

①食に関する安全性や健康に関する情報提供（町の広報、ケーブルテレビ、学校での給食だより等）の充実を図ります。

②健康相談、健康教育、家庭訪問などの保健サービスの充実を図ります。

③学校給食試食参観を開催します。

④学校給食の時間を通じて食材に関する内容や栄養、安全、マナー等についての指導を行います。

⑤小中学生の生活習慣病予防教室において、血液検査結果をもとに、身体と食生活を考える力をつける保健指導を行います。

２．規則正しい食事を摂る習慣の普及を図ります。

① 乳幼児健診・相談・教室等の場において、規則正しい食習慣の啓発・指導を行います。

② 乳幼児、児童、生徒の保護者に対し、規則正しい食習慣の啓発、指導を行います。

③ 小中学校で給食だよりや参観日に食事が心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすことについての指導を行います。

３．食材料の地場産品使用の拡大を図ります。

①地元食材の安全・安心をPRするとともに、直売所における品揃えをさらに充実させ、地場産品の消費拡大を図ります。

②郷土に対する関心を深め、郷土の良さと心を育むために、生きた教材として地場産品は重要な役割を果たすことからその使用拡大を図ります。

③学校給食における地場産物の利用割合（金額ベース）を引き上げるように努めます。

４．栄養バランス知識の普及を図ります。

①幼児健診時に相談、指導活動の一環として、食における栄養バランス知識の啓発、指導を行います。

②健康診査等あらゆる保健指導の場を通して、メタボリックシンドロームや糖尿病、高血圧、脂質異常症等生活習慣病の発症予防及び重症化予防のため、正しい食習慣の普及に向けた指導を行います。

③学校給食におけるセレクト給食やバイキング給食の取組み等を通じ、自ら食品を選択する力を養えるように指導していきます。

④学校と連携し、児童・生徒の健康課題に応じた食生活改善の働きかけを行います。

５．食の生産に関する知識、情報の提供を進めます。

①水、農地、農作物のつながりを体験学習する場を設けます。

②森林からの恵みを体験する場を設けます。

③総合的な学習の時間や中学校における職業体験など、農業体験を積極的に行うとともに、学校農園での生産活動の推進を図ります。

６．地域における食文化、食習慣の普及に努めます。

①「いただきます」「もったいない」の心の育成、地場産物を使用した郷土料理や行事食の提供により食生活全般の指導を行います。

## Ⅶ．用語の解説

「健全な食生活」

生活のリズムとして規則正しく食事を摂ること（朝・昼・晩の食事をきちんと摂ること）、栄養面でバランスがとれていること、安全面に配慮すること、無駄な食べ残しや廃棄をしないこと、食卓を囲んで家族が一緒に食事をすることなどが望ましい姿の食生活のことをいいます。

「食育」

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものです。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

「食育基本法」

平成１７年６月１０日に第１６２回国会で成立し、同年７月１５日に施行されました。食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄付することを目的としています。

「食育推進基本計画」

国では、食育の推進に関する施策に総合的かつ計画的な推進を図るため、①食育の推進に関する施策についての基本的な方針、②食育の推進の目標に関する事項、③食育の総合的な促進に関する事項、④食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項等が定められています。